

諮問番号：令和4年度諮問第42号

答申番号：令和5年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和4年1月31日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が、令和3年12月21日付けで法に基づく特別障害者手当（以下「手当」という。）の認定請求（以下「本件認定請求」という。）をしたところ、障害要件に非該当であることを理由として、却下の本件処分を受けた。非該当の理由は、本件認定請求に添付した診断書（以下「本件診断書」という。）の「日常生活能力の程度」の点数が、16点中14点以上必要なところ、13点であることのみである。

手当に認定の基準があるなら、審査請求人が認定請求方法の確認に処分庁の担当課に行った際にその旨の説明を受けたかったし、特別障害者手当認定診断書に添付すべきである。

本件処分に納得がいかず、本件診断書を作成した医師と相談の上、本件診断書の「日常生活能力の程度」の2項目の評価を訂正し、さらに初回作成時から同じ障害程度の評価であった旨が記載された診断書（以下「本件処分後診断書」という。）を提出して、2回目の認定請求（以下「本件処分後認定請求」という。）を行ったところ、受給資格が認定された。

そもそも審査請求人は、幼少のころから療育手帳A判定を取得しており、大阪府〇〇〇子ども家庭センターが実施した加能（発達）検査でIQ（DQ）〇〇の結果を取得している（最終取得日は平成30年11月27日である）。また障害年金の申請のために大阪府障がい者自立相談支援センターにて同検査を行ないDQ〇〇の結果を取得している（判定日は令和4年1月6日である）。これらの結果からも、審査請求人の実際の生活レベルは理解できると考える。

それにもかかわらず、本件認定請求の時点まで遡及して認定されないのは、違法又は不当である。

よって、本件処分の取消しと本件認定請求の時点まで遡及しての手当の支給を求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 支給要件に係る審査について

手当は、法第39条の2において地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村は、法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の別紙障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）に基づいて事務を行うこととなっている。

審査請求人が処分庁へ提出した本件診断書は、精神の障害用のものであることから、令第1条第2項第3号に基づき、認定基準のうち「第3 特別障害者手当の個別基準」（以下「本件個別基準」という。）の「3 令第1条第2項第3号に該当する障害」にて示される程度の障がい状態であるか否かを検討することとなる。本件認定請求においては、精神の障害用の本件診断書が提出されていることから、「3 令第1条第2項第3号に該当する障害」の「(2) 第2障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するものであって第3の1の(8)エ「日常生活能力判定表」（以下「本件判定表」という。）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」に基づき検討する。

(2) 障がい程度の審査について

前述した本件個別基準の「第3 特別障害者手当の個別基準」3(2)の前半部分である「第2 障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するもの」（以下「要件第2」という。）に合致するか否かの判断に当たっては、認定基準の「第2 障害児福祉手当の個別基準」6(1)カに記載のとおり、審査請求人が「食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難」な状態で

あるかが問題となる。

この点について、処分庁は、本件診断書において知的障害の記載があること及びその程度が「最重度」「I Q〇〇」とされていることを踏まえ、要件第2に該当するとの判断を行っている。

本件個別基準の「第3 特別障害者手当の個別基準」3（2）の後半部分である「第3の1の（8）エ「日常生活能力判定表〔本件判定表〕」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの」（以下「要件第3」という。）に合致するか否かについては、審査請求人より提出のあった本件診断書「⑰日常生活能力の程度」に記載の各項目の合計は13点となり、要件第3に満たない。

処分庁が、提出された本件診断書の記載をもとに知的障がいの程度が要件第2を満たすことを適正に判定した上で、日常生活の能力の程度が数値化された要件第3に合致しないため、障がい程度の要件に該当しないと判断したことについて、違法及び不当な点はない。

（3）認定の遡及について

手当の認定については、法第26条の5において準用する法第5条の2に「手当の支給は、受給資格者が（中略）認定の請求をした日の属する月の翌月から始め」と示されており、認定の請求が基準となっている。例外として、法第5条の2第2項において、「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により（中略）認定の請求をすることができなかつた場合」と示されている。

本件処分においては、審査請求人より令和3年12月13日付けの本件診断書をもって、令和3年12月21日付けで本件認定請求があり、処分庁より令和4年1月31日付けで本件処分が下された。「⑰日常生活能力の程度」が14点以上であったとする本件診断書の訂正は、本件処分後の令和4年2月10日付けでなされており、法第5条の2第2項に規定する認定の請求ができない場合にも該当しないことから、処分庁が認定の請求をした日を基準とする法第5条の2第1項に基づき遡及適用を行わないと判断したことについて、違法及び不当な点はない。

（4）その他

手当と障害年金については、それぞれ異なる法令に基づき要件が規定されている。したがって、障害年金の認定における診断書の扱いと本件処分における診断書の扱いが異なる点については、違法及び不当な点はない。

（5）まとめ

以上より、処分庁の行った本件処分に至る判断及び手続は適正なものと言える。

第4 調査審議の経過

令和5年2月 8日	諮問書の受領
令和5年2月 8日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月22日 口頭意見陳述申立期限：2月22日
令和5年2月21日	第1回審議
令和5年3月 6日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和5年3月8日付け○健障第2754号。以下「処分庁回答書」という。）
令和5年3月24日	第2回審議
令和5年4月24日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律〔法〕

第2条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別障害者」とは、20歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

4・5 (略)

第19条 手当〔障害児福祉手当〕の支給要件に該当する者（中略）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（中略）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(後略)

第26条の5 (前略) 第19条（中略）の規定は、手当について準用する。

(後略)

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令〔令〕

第1条 (略)

2 法第2条第3項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

1 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第2各号の1に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号

の1に該当するもの

2 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第2各号の1に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの

3 身体機能の障害等が別表第1各号（第10号を除く。）の1に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

3 （略）

別表第1（第1条関係）

1-7 （略）

8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

9 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

10 （略）

(3) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害認定程度基準について〔局長通知〕（抜粋）

別紙 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準〔認定基準〕

第1 共通的一般事項

3 障害程度の認定は、原則として、別添に定める障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書（以下「認定診断書」という。）によって行うこと。

なお、精神障害その他の疾患で当該認定診断書のみでは認定が困難な場合にあつては必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すること。

第2 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度とは次によるものとする。

6 精神の障害

(1) 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

カ 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

(2) 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

(3) 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行

動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害の程度が最重度とされるものについては令別表第1第9号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

第3 特別障害者手当の個別基準〔本件個別基準〕

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

(8) 精神の障害

エ

日常生活能力判定表〔本件判定表〕

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

3 令第1条第2項第3号に該当する障害

令第1条第2項第3号に該当する障害の程度とは、令別表第1のうちのいずれかに該当するものとする。

(2) 第2障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するもの〔要件第2〕であって第3の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの〔要件第3〕。

なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によ

れば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年12月21日、審査請求人は処分庁に対して本件診断書を添付して本件認定請求を行った。

本件診断書の内容は、次のとおりである。

ア 「⑧将来の再判定の要の欄には「無」に○が付されている。

イ 「⑨現病歴（陳述者より聴取）」の欄には「(前略) 生後10か月時点で発達の遅れがあり (中略) 有意語なし (後略)」と記載されている。

ウ 「⑪知能障害等」の欄には「(前略) 知能指数又は発達指数IQ〇〇 (中略) 判定 最重度 判定年月日平成30年11月27日 (後略)」、備考欄に「療育手帳A取得」と記載されている。

エ 「⑫発達障害関連症状」の欄には、「1相互的な社会関係の質的障害」、「2言語コミュニケーションの障害」に○が付され、備考欄に、「有意語なく、言語でのコミュニケーションは難しい」と記載されている。

オ 「⑰日常生活能力の程度」の欄には「1食事」は「介助があればできる」、「2用便（月経）の始末」は「できない」、「3衣服の着脱」は「介助があればできる」、「4簡単な買物」は「できない」、「5家族との会話」は「少しは通じる」、「6家族以外の者との会話」は「通じない」、「7刃物・火の危険」は「わからない」、「8戸外での危険（交通事故）から身を守る」は「守ることができない」に○が付されている。また、「上記の内容を具体的に記載して下さい。」は「フォークで食事をとり、夜間はオムツをはいて寝ている。」と記載されている。

カ 「⑱要注意度」の欄には、「1常に嚴重な注意を必要とする」に○が付されている。

- (2) 令和4年1月27日、処分庁は、処分庁を所管する〇〇〇が特別障害者手当等審査嘱託医の設置に関する要綱（以下「設置要綱」という。）第2条により設置する特別障害者手当等審査嘱託医（以下「嘱託医」という。）に対して、設置要綱第5条に基づき、本件認定請求について審査を依頼した。

同日の日付け並びに嘱託医の名前及び私印が押されている書面には、「別紙診断書の障害程度は（中略）2. 該当しない。（後略）」に○が付されている。

- (3) 令和4年1月31日付けで、処分庁は、本件認定請求を却下する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下した理由の欄に「障害要件非該当のため」と記載されている。

また、本件処分の通知書に添付された「該当しない理由」と題した書面には、「特別障害者手当認定において、精神障がい単独で認定を受ける場合、診断書の⑰「日常生活能力の程度」の各動作及び行動に該当する点数を加算したものが全16点中14点以上必要です。（中略）〔審査請求人〕の場合（中

略) 合計点数が13点であるため、特別障害者手当の受給要件には該当しません。」と記載されている。

- (4) 令和4年2月22日付けで、審査請求人は、本件処分後診断書を添付して本件処分後認定請求を行った。

本件処分後診断書の「⑰日常生活能力の程度」の欄には、「3 衣服の着脱」は「できない」に、「5 家族との会話」は「通じない」に○が付されており、その他の項目は本件診断書の記載と同じである。

また、本件処分後診断書の欄外に「令和3年12月3日時点でも現在(ママ)は今回と同じ程度であった。」と記載され、主治医の私印が押されている。

- (5) 令和4年3月2日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、支給開始年月を同年3月からとする認定処分を行った。

- (6) 令和4年4月28日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 法第26条の2の規定による手当の受給資格の認定は法定受託事務であり、法第2条第3項及び令別表第1に基づき本件個別基準を含む局長通知が示されている。局長通知は、処理基準に該当し、本件処分の審査基準として拘束力を有する。もっとも、処理基準は、地方公共団体が個別事案について一定の措置をとるべき旨の個別具体的な法的拘束力を有するものではない。

- (2) 手当の認定要件は、前記1(3)の本件個別基準3(2)において、「第2障害児福祉手当の個別基準の6に該当する障害を有するもの〔要件第2〕であって第3の1(8)エの「日常生活能力判定表」〔本件判定表〕の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの〔要件第3〕。」としている。

前記2(1)ウのとおり、本件診断書の「⑩知能障害等」の欄には「知能指数又は発達指数IQ〇〇」と記載されている。

このことについて、処分庁は、本件審査請求に係る審理手続において提出した弁明書において、審査請求人の知的障害の程度としては、「最重度」「IQ〇〇」とされていることから、要件第2を満たしている旨を認めている。

しかしながら、処分庁は、本件診断書中「⑰日常生活能力の程度」において、本件判定表の審査請求人に関する合計点数は13点であることから、要件第3に該当しない旨主張するので、本件判定表の合計点数を理由に認定基準に該当しないとした処分庁の判断について、以下、検討する。

- (3) 前記2(1)ウ、エ及びオのとおり、本件診断書のうち「⑰日常生活能力の程度」の「5家族との会話」の項目には「少しは通じる」に○が付されているものの、「⑩知能障害等」の欄には「IQ〇〇」及び「最重度」の記載

があり、「⑫発達障害関連症状」の覧には、言語コミュニケーションの障害（有意語なく、言語でのコミュニケーションは難しい）との記載があり、明らかに両者は矛盾する記載である。

- (4) 一方で、前記1(3)のとおり、局長通知の第1共通的一般事項3において、精神障害その他の疾患で認定診断書のみでは認定が困難な場合、必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定することが求められている。

しかしながら、前記2(2)、(3)のとおり、処分庁は、令和4月1月27日、囑託医に審査を依頼し、同日、囑託医から手当の認定基準に該当しないと判定された後、同月31日に本件判定表の合計点数が13点であることを理由に本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件診断書は、その記載からでは直ちに認定基準に該当するか否かを判断できない内容であり、処分庁は、本件処分を行うに当たっては、記載内容に疑義がある本件診断書のみで判断するのではなく、前記1(3)の局長通知の第1共通的一般事項3に照らして、本件診断書を作成した主治医等に、審査請求人の療養の経過、日常生活の状況等について個別の調査を行うべきであったといえる。

にもかかわらず、処分庁は、そのような丁寧な確認作業を怠り、囑託医が本件診断書により認定基準に非該当と判定したことに基づいて、漫然と却下決定したと言わざるを得ない。

- (5) 以上のことから、本件処分の判断過程においては考慮不尽があり、本件処分の内容は社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるから、本件処分は違法又は不当なものとして取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は、認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 福島 豪